

ID: 239

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町水道事業給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成10年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日